

令和3年度財政援助団体等監査結果に対する改善策

1 対象施設

新座市放課後児童保育室

2 監査の対象

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

3 監査結果に関する報告

新監発第165号（令和4年1月6日）

4 改善策の内容

口頭講評事項	改善策
<p>(1) 新座市放課後児童保育室の管理運営に係る基本協定書に定められた事業計画書の提出がないことについて</p> <p>新座市放課後児童保育室の管理運営に係る基本協定書（以下「基本協定書」という。）第6条で、指定管理者は事業年度ごとに、同条に定められた内容を記載した事業計画書を市の指定する日までに市に提出し、市の確認を受けなければならないと明記されているが、提出されておらず、保育課からも提出を求めていなかった。</p> <p>事業計画書は、市と指定管理者が取り交わすべき主要な書類の一つであり、保育室の管理運営が計画どおり行われていることを確認するための基礎であることを踏まえ、年度ごとに提出し、確認をするべきである。</p> <p>(2) 基本協定書に定められた専用口座</p>	<p>令和4年度から、基本協定書に基づき事業計画書の提出を求め、内容の確認を行います。</p> <p>指定管理者の社内の取扱い方針とし</p>

が開設されていないことについて

基本協定書第32条で、指定管理の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、管理業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図ると明記されているが、預金通帳での確認ができなかった。これは、本指定管理業務専用の口座が開設されていなかったためである。

専用口座の開設については、指定管理者を公募する際の募集要項にも記載されており、基本協定書にも明記されているが、保育課及びシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社との間で、専用口座がないことについての協議がないまま、事業を行っていたものである。

管理業務の実施に係る支出及び収入が適切に行われたかどうか確認するため、専用口座の機能を代替する会計資料等がないか確認したところ、当該資料はないとの回答であり、総勘定元帳及び令和2年度実績報告書と専用口座等に基づく出納記録の照合ができなかったため、当該指定管理の令和2年度決算の正確性を検証することはできなかった。

基本協定書に定められた事項は、市が指定管理業務を委任するに当たり、目的を果たすために必要な内容を基本事項として明文化した約束事である。その基本事項が守られず、

て、専用口座の開設は困難との回答を得ております。

このため、決算の正確性を確保するため、今後は定期的に決算情報の提出を求めることとします。その際、委託や工事については、実施前に提供される契約書の写しなどと照合を行います。人件費などについては、都度元帳との時点確認を行うことで対応します。

それにより決算の正確性を検証できないことについては、今後適正な処理を行うよう改善を求めるものである。